

県連共済の給付内容

科目	共済事由	給付金額	在籍期間	備考	
傷病見舞金	労災事故、交通事故、私傷病など、すべての傷病が対象 (待機期間は20日・休業21日目から)	入院・1日4,000円 60日迄 通院・1日2,500円 40日迄 最低補償額 10,000円	2年以上	医療機関の証明書など。 入・通院併給の給付日数 限度は60日	
		最低補償額 10,000円	2年未満		
臓器提供見舞金	骨髄移植または臓器移植(肝臓・腎臓)のドナーとなったとき	30,000円	登録月の翌月1日から	骨髄バンクが発行する証明書または医師の証明書	
死亡弔慰金	組合員の死亡	50,000円	3年以上	<ul style="list-style-type: none"> 死亡診断書、 埋(火)葬許可証、又は抹消された住民票 (本人以外の場合は組合員との続柄が確認できる書類) 	
	配偶者の死亡	30,000円	3年未満		
	親の死亡 (実父母・養父母・継父母・組合員と同居している義父母)	10,000円	登録月の翌月1日から		
	子供の死亡 (組合員と同居している子供)	10,000円			
住宅災害見舞金	火災、落雷、破裂、爆発、航空機の墜落、車両の飛び込みなど	全焼(壊) 70%以上 1,000,000円	登録月の翌月1日から	<ul style="list-style-type: none"> 消防署などの証明書 住宅の被害状況がわかるもの (住宅災害の写真、住宅修理の見積書や領収書のコピー、新聞に掲載された記事など) 	
		半焼(壊)			50%以上 900,000円
					30%以上 700,000円
					20%以上 500,000円
		一部焼(壊)			10%以上 300,000円
					5%以上 200,000円 5%未満 50,000円
	自然災害 (災害救助法発令の災害にも給付)	全壊	300,000円	公的機関の罹災証明書 又は被害証明書	
		半壊	150,000円		
一部壊		30,000円以内			
床上浸水		150,000円以内			
結婚祝金	組合員の結婚	30,000円	登録月の翌月1日から	婚姻届受理証明書、または戸籍謄(抄)本	
出産祝金	組合員又はその配偶者の出産	10,000円	登録月の翌月1日から	住民票か医師の証明	
永年在籍功労金	円満脱退	20,000円	20年以上	在籍組合の証明	
		50,000円	30年以上		

- 【注】 1. 共済名簿に登録された月の翌月1日以後に発生した共済事由により発効します。
 2. 給付金は組合員指定口座へ直接振込みとなります。なお、給付金の請求権は2年の時効で消滅します。
 3. 住宅災害見舞金の給付区分は公的機関の罹災証明と異なる場合があります。
 ※他に、兵庫県建設労働組合連合会がこくみん共済COOP(全労済)と提携し、全労済の共済商品をパック化した任意の「けんせつ共済」もあります。